

- 必ず〔法第12条の廃業届出書〕のカガミを添付すること。
 - 同一の業種について、特定建設業の許可を廃業し、一般建設業の許可の申請をする場合特定建設業の許可の廃業届が必要となるので、一般許可申請と同時に廃業届を提出すること。ただし、特定建設業の財産要件を満たしていない場合は除く。
また、〔般→特〕の場合は廃業届は必要ない。
 - 一部廃業の場合の専任技術者の削除については、下記によること。
 - ・一部の業種を廃業したことにより、その廃業業種を担当していた専任技術者が、今後他の建設業について担当する業種がない場合、届出書（様式第二十二号の三）により削除の届出を行うこと。
 - ・一部の業種を廃業したことにより、その廃業業種を担当していた専任技術者が、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる場合は、届出書ではなく、〔専任技術者証明書（様式第8号(1)）〕の該当区分〔2〕により届出ること
- *一部廃業に伴う上記の技術者の届出（届出書又は専任技術者証明書）は、必ず廃業届と併せて提出すること。